

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
新型コロナウイルス感染症対策調整会議（第7回）

〔 日時：令和3年4月28日(水) 15:30～16:30
場所：総理大臣官邸4階 大会議室 〕

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 変異株等に対応した追加的な対策について

- ①アスリート等・大会関係者の出入国に係る措置の在り方について
- ②アスリートを中心とする検査の在り方について
- ③大会関係者の取扱いについて
- ④観客に関する対策について
- ⑤保健衛生・医療体制について
- ⑥ホストタウン・事前キャンプ地における対応について

(2) 有識者からの意見等

3. 閉 会

<配布資料>

資料1 変異株等に対応した追加的な対策について(案)

資料2 ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き【改訂】(案)

I. アスリート等・大会関係者の出入国に係る措置の在り方について

1. 対象

○アスリート等及び大会関係者が東京大会本番及び東京大会開催に不可欠な関連大会（合宿含む）に出場等するために入国するケース

※アスリートとは、出場選手をいう。

アスリート等とは、アスリート及び、国際オリンピック/パラリンピック委員会（IOC/IPC）、国際競技連盟（IF）、各国オリンピック/パラリンピック委員会（NOC/NPC）に属し、アスリートと一体となって行動する者をいう。（審判、指導者（監督、コーチ）、トレーナー、練習パートナー、キャディ、スタッフ、ドクター、パラアスリート介助者 等）

アスリート等以外の大会関係者（以下、「大会関係者」という。）とは、主催者等（IOC、IPC、NOC、NPC、IF、マーケティングパートナー（MP）、要人（※））、メディア（オリンピック放送機構（OBS）、放送権者（RHB）、報道各社（PRS））、大会スタッフ（職員、大会ボランティア、コントラクター）等をいう。なお、上記区分については次ページ以降も適用とする。 ※要人については別途対応

2. 対応

(1) 基本的な考え方

アスリート等や大会関係者が、入国後、国内で活動を行うにあたっては、安全・安心な大会運営を確保するとともに、アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるようにするため、滞在先や移動手段を限定する等の厳格な行動管理、健康管理、また、出国前検査や入国時検査に加え、定期的な検査など、必要な防疫上の措置を講じる。特に国内在住者との接触を厳に回避する措置を講じる。

(2) 防疫上の措置

① 出国前

- ・ 出国前（96時間以内）に2回検査を受検。（出国前（72時間以内）の陰性証明を検疫又は入国審査時に提出）
- ・ 入国前14日間の健康モニタリングの提出を求める 等

② 入国時

- ・ 空港において検査を受検（検査結果判明まで、指示した待機場所に留まる）

③ 入国後14日間

- ・ 全てのアスリート等・大会関係者は、入国後3日間は毎日検査を実施する。

(ア) アスリート等

- ・ アスリート等は、原則毎日検査を実施する。
- ・ 選手村への入村は出場する競技開始5日前からとし、競技終了後、2日後までに退去する。
- ・ 用務先を原則、宿泊施設、練習会場、競技会場に限定し、行動管理^(注1)・健康管理^(注2)を行うとともに、入国初日からの練習を認める*。
- ・ 入国後3日目の検査で陰性が確認されることを条件に、試合参加を認める。

(イ) 大会関係者

- 原則、入国後14日間宿泊施設で待機する。
- 入国後14日以内に活動を開始しなければ、大会の運営に支障がある場合
 - ・ 3日間の待機後、3日目の検査で陰性が確認されれば、国内在住者と接触しないことを前提とした上で、（a）用務先を本邦活動計画書に記載された区域内（原則、宿泊施設と勤務先）に限定し、行動管理^(注1)・健康管理^(注2)を行うこと、（b）受入責任者（組織委員会等）の監督のもと、入国日が異なる者同士や国内在住者との接触^(注3)を回避した活動に限ること、（c）公共交通機関を使用しないこと^(注4)、を条件として入国後4日目以降の活動を認める。
 - ・ 検査は、入国後4日目以降、必要な頻度で検査を行うとともに、14日目に実施。ただし、アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。
- 入国後3日以内に活動を開始しなければ、大会の運営に支障がある場合
 - ・ 上記（a）及び（c）に加え、受入責任者の厳格な監督のもと、入国日が異なる者同士や国内在住者との接触^(注3)を回避した活動に限ることを条件に、入国後直ちに、自室待機を行うことなく活動することを認める。
 - ・ 検査は、入国後4日目以降、必要な頻度で検査を行うとともに、14日目に実施。ただし、アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。

* アスリート等におけるその他の措置については（イ）ii）及びiii）の条件を適用。

(注1) 行動管理の内容

- ・ 用務先(競技会場、練習会場等)と移動手段等を記載した本邦活動計画書を事前に提出
- ・ 行動計画を遵守させる旨の誓約書を提出 等

(注2) 健康管理の内容

- ・ アプリ等による健康状態の報告等
- ・ 感染疑いを把握し、又は陽性判明時に陽性登録を行うため、接触確認アプリを利用
- ・ 陽性者が判明した場合、さかのぼって行動を確認するため、地図アプリで位置情報保存 等

(注3) 入国後14日以内における入国日が異なる者同士や国内在住者(※1)との接触の考え方

- ・ 活動区域外から入った国内在住者と接触する場合の感染防止策は、万全を期す必要があり、また、入国日が異なる者同士が接触した場合、14日間隔離の実効性が失われる。そのため、入国者が守るべき基準(①1m以内の接触を避ける②接触時間の限定③適正なマスク着用)等(※2)を定め、区域内にいる者にその遵守を求めるとともに、受入責任者が区域内の者の動向を監督する。

(※1) 国内在住者等の取扱い

- ・ 入国者に常時帯同する受入責任者及び隔離対象者と同一空間で作業する国内在住者等については、合流前14日間の健康フォローアップを実施し、本邦活動計画書に記載された区域(以下「特定区域」という。)内で活動している期間は必要な行動管理・健康管理を実施する。
- ・ 上記国内在住者等は、隔離対象者と一定の接触を生じ得ることから、必要な頻度で検査を実施。
- ・ 特定区域から離脱後、14日間健康フォローアップを実施。

(※2) ただし、アスリートとの接触、食事やミーティングの場面等感染リスクが一定以上見込まれる場においては、パーティションの設置等さらなる感染防止措置を講じるものとする。

(注4) 公共交通機関の利用

- ・ 公共交通機関の利用は原則認められない。
- ・ 全ての移動手段は、貸し切り(新幹線の一両借り、ハイヤー(※3)など)に限る。
- ・ ホストタウンや地方の競技会場等への移動など、航空機の利用がやむを得ない場合、他の乗客との接触を厳に回避するため、チャーター機を利用することとし、それも難しい場合には専門家の意見を聞いた上で、(ア)機内において、一定の区画をおさえて、他の乗客と分離した形で搭乗すること、(イ)乗機・降機の際に他の乗客と空間的・時間的に分離すること、(ウ)搭乗前日又は当日に検査を実施することなどを条件に定期便の利用を認める。
- ・ 入国後14日間経過したアスリート等についても、特定区域にとどまる場合又は特定区域に再度入る場合には、上記措置を適用。

(※3) 特例制度に基づき、一定時間借り上げ、借り上げ前後は消毒するなど防疫措置を講じたタクシーの転用を含む。

(3) 実効性の担保

- ・ 受入責任者による管理
- ・ 誓約書、本邦活動計画書の事前提出
- ・ 誓約に違反した場合の措置等(14日間の待機措置、アクレディテーション(はく奪等)

II. アスリート等を中心とする検査の在り方について

1. 基本的な考え方

安全・安心な大会運営を確保するとともに、アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるようにするため、アスリート等については、原則毎日検査を行う。また、アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を行うとともに、大会関係者についても、必要な頻度で検査を行う。

2. 検査の在り方

(1) アスリート等

- ・ 海外から来日するアスリート等については、入国後、事前キャンプ地、ホストタウン、選手村において、原則毎日検査を実施する。
 - ※ 入国後14日間経過したアスリート等については、特定区域にとどまる場合又は特定区域に再度入る場合には、原則毎日検査を実施。
- ・ 国内在住のアスリート等は、選手村に入村する場合など特定区域で活動する場合には、来日するアスリート等と同様、原則毎日検査を実施する。
- ・ 試合前検査の時期は、陽性が判明した場合の追加検査に要する時間を確保するなど、円滑な競技運営を確保する観点から、各IFと個別に検査スケジュールを調整する。

(2) 大会関係者

①海外から来日する大会関係者（入国後14日以内に活動する者）

- ・ アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。
- ・ その他の者は、入国後3日目までの毎日検査の後、必要な頻度（4日又は7日に一度）で検査を行うとともに、14日目に検査を実施する。

※ 入国後14日間経過した大会関係者については、特定区域にとどまる場合又は特定区域に再度入る場合には必要な頻度で検査を実施（特定区域への合流時、合流期間中必要な頻度（4日又は7日に一度）、離脱時。ただし、アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施）。

②国内在住の大会関係者（特定区域で活動する者）

- ・ アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。
- ・ その他の者については、定期的に検査を実施（特定区域への合流時、合流期間中必要な頻度（4日又は7日に一度）、離脱時）

3. 検査方法及び進め方（アスリート等）

- ・ 入国後の検査は、唾液によるPCR検査、又は抗原定量検査を外部に委託して実施することを基本とする。
- ・ 検査で陽性の結果が出た場合、偽陽性等の可能性等も考慮して複数の検体による再検査を実施し、結果を確認する。
- ・ 検査の結果等により、陽性と判断された場合、保健衛生当局と連携し、直ちに感染拡大防止に必要な措置を講ずる。
- ・ 選手村内において感染が疑われる者や、感染者との接触が認められる者については、選手村内に検査分析設備を設置し、迅速に検査・診断を実施する。
- ・ 検査の日程については、あらかじめ予定表を作成する。
- ・ 検査結果について、速やかに把握・共有する体制を構築。
- ・ ホストタウン、選手村等において、地域の保健衛生機能に支障を来さないよう、必要な検査・医療提供が可能となる体制を整備する。（選手村内の検体採取センター、検査分析設備の整備等）

※詳細は引き続きIOC/IPC、IF等と調整

※大会関係者については上記に準じて対応

4. アスリートに陽性者が判明した時の出場可否等について

(1) 基本的な考え方

- アスリートと地域の安全・安心を確保するためには、陽性者と判定されたアスリートについては法令上求められる措置を講じるとともに、競技には出場させないこととする。なお、偽陽性の可能性等を踏まえ、丁寧なプロセスとする必要。
- また、安全・安心な環境の下で競技を行うため、陽性者が判定され次第、迅速に濃厚接触者を特定することが重要。
- 上記はいずれもアスリートにとっても競技運営にとっても重要な点であることから、それぞれの判定手続き・プロセスを事前に明確に示し、IOC/IPC、IFを含めた関係者の合意の形成を図ることとする。

(2) 必要な対策

①無症状だが陽性判定が出たアスリートへの対応

無症状だが陽性判定が出たアスリートについては、複数の検体による再検査で陰性結果を得た場合には出場を認めるなど、予め定められた手順に従って最終診断し、競技参加の可否を判断する。

②「濃厚接触者」となったアスリートへの対応

(ア) 動線分離の徹底

濃厚接触者となったアスリートについては、直ちに選手村や競技会場等の個室に移動するなどの措置を講じ、その後もアスリートとの動線分離を徹底する。なお、その間の練習や競技参加については(ウ)のとおり。

(イ) 「濃厚接触者」の特定

IF等と協議し、競技ごとに練習試合における濃厚接触の疑いとなり得る者について事前に整理した上で、保健所長が濃厚接触者を特定するものとする。

(ウ) 「濃厚接触者」の出場の可否

本邦活動計画書に記載された区域内にとどまることを前提に、例えば①毎日検査を行い陰性であること、②ドクターに相談の上、当該アスリートの活動が認められれば練習を認め、加えて事前にルールとして合意が得られ、他の出場者全体の了解等を得られていれば試合への出場を認めることが考えられるが、保健当局と調整を図りつつ、これらの点も含め、組織委員会、IOC/IPC、IF、NOC/NPCの医療関係者の関係、ルール・役割分担について、予め定めるものとする。

※ 審判等、競技運営に不可欠な競技スタッフ、パラリンピックの介助者についても上記と同様の取扱いとする。

Ⅲ. 大会関係者の取扱いについて

★対象

- 主催者等（IOC/IPC、NOC/NPC、IF、MPを想定。）
- 要人（首脳級外国要人、閣僚級外国要人、国内要人を想定。）
〔 ※要人については、対応の在り方を別途検討。外国要人については出入国の取扱いを含む検討や各国政府・在京大使館との連携が必要。 〕
- メディア（オリンピック放送機構(OBS)、放送権者(RHB)、報道各社(PRS)を想定。)
※OBSが国際放送映像信号を作成。RHBが各国向けに放送・配信。PRSは報道。
- 大会スタッフ
 - 職員（大会準備から本番まで一貫して関わる者が中心。）
 - 大会ボランティア
 - 大会直前から本番時に関わる者が中心。一部、テストイベントに参加する者もあり。
 - 海外在住者の中には、国内で確保が困難な競技に関する高度な専門知識や様々な国際大会の経験を有する者等の専門的人材も含まれる。
 - コントラクター
 - 国内外の受託事業者。受託業務内容は大会運営全般であり、多岐にわたる（例えば、会場運営、警備、輸送、食事、清掃等）。
 - 海外在住者の中には、大会運営に不可欠な者（例えば、競技計測、会場・仮設電源整備等に従事する者）も含まれる。

★基本的な考え方、出入国

- 「アスリート・大会関係者の出入国に係る措置の在り方について」の項を参照。

★検査

- 「アスリート等を中心とする検査の在り方について」の項を参照。

★大会中の行動ルール

- 入国後14日間の用務先を予め指定し、必要最小限とする。
- 用務先として認める施設とそこへの移動手段には十分な防疫措置が実施されることが必要であり、特に組織委員会以外の者の管理する施設や移動手段については防疫措置の担保策が重要。

★用務先

<NOC/NPC>

- 競技会場、練習会場、事前キャンプ、ホストタウン、ハイパフォーマンスセンター、所属するNOC/NPCの他のメンバーの宿泊施設（必要な防疫措置が取られている場合に限る）など

<IF>

- 競技会場、練習会場、所属するIFの他のメンバーの宿泊施設（必要な防疫措置が取られている場合に限る）など

<MP>

- 競技会場、練習会場、ショーケーシング、所属組織の社屋（必要な防疫措置が取られている場合に限る）など

<IOC/IPC>

- 競技会場、練習会場、スポーツ仲裁裁判所（CAS）オフィスなど

<OBS/RHB>

- 競技会場、練習会場、選手村（指定された取材エリアに限る）、ハイパフォーマンスセンター、国際放送センター（IBC）/OBSスタジオ、資機材倉庫、所属組織社屋など（必要な防疫措置が取られている場合に限る）など

<PRS>

- 競技会場、練習会場、選手村（指定された取材エリアに限る）、ハイパフォーマンスセンター、メインプレスセンター（MPC）、所属組織社屋、東京都メディアセンターなど（必要な防疫措置が取られている場合に限る）など

★用務先（つづき）

<大会スタッフ>

- 競技会場、練習会場、選手村、IBC/MPC、大会運営用倉庫、ユニフォームアクレディテーションセンター（UAC）、オペレーションセンター（晴海）など

★宿泊

- ホテルは組織委員会管理ホテルなどに最大限集約した上で、外出制限の遵守や防疫措置の担保等を行うことが必要。
- 独自で手配したホテルにおいては、外出制限の遵守確認や防疫措置の実効的な担保手段を講じていることについて、組織委員会と関係自治体との事前調整を経た場合のみ、本邦活動計画書の提出の際、宿泊施設として認める。

★移動

- 入国後14日間は公共交通機関を原則として使用せず、貸切の移動手段で移動するものとする。その際、移動手段は組織委員会提供車両のほか、自己手配車両においては必要な防疫対策が措置された車両とする。
- 地方会場への移動など、やむを得ない場合に限り、航空機・新幹線の利用を認める。ただし、機内において一定の区画を確保する、新幹線の1両を貸切る等、一般乗客との離隔を確保する。「アスリート・大会関係者の出入国に係る措置の在り方について」の項を参照。

★管理体制

- 組織委員会などの受入責任者の責任の下、一義的な行動管理は各所属組織のCLOが実施する。CLOは、所属メンバーに関し、行動計画の作成、行動管理及び健康管理（必要な検査の受検の促進、ICONなどによる健康モニタリング、健康異常のある者の把握と受診勧奨など）の徹底を行う。また組織委員会や日本側当局との連絡調整を行う。
- 組織委員会の各部署でCLOによる管理状況を報告、監督。 CLO：コロナ対策責任者（COVID-19 Liaison Officer）

★取材エリア等における対応（メディア）

- 取材はあらかじめ認められた場所に限定し、必要な防疫対策を取ることを前提とする。

【アスリート取材時】

- メディアとアスリートとの接触については、2mのフィジカル・ディスタンスを保ち、メディアとアスリートの濃厚接触を避ける運営方法を全会場にて実施する。
- 放送局に関してはミックスゾーンを、プレスに関しては会場へのアクセスそのものを予約制とし、密集状態の発生を避ける。
- IBCや各種TVスタジオ等へアスリートを招いてインタビューを行うことについては、アスリートの安全の確保の観点から、取材時はアスリートについて別動線を確保する等の対策を講じる。
- 選手村での選手への取材を、新たに設置するビレッジ・ミックスゾーンに限定する。

【競技会場メディアセンター等のメディアの業務施設】

- メディア間の密集による感染リスクを防ぐため、プレスの競技会場へのアクセスそのものを事前予約制とし、人数制限により密集状態の発生を避ける。

★都市ボランティア

- 主要駅や競技会場周辺において観客案内等を行うボランティア
※都では、日本国籍又は日本に居住する資格を有することを参加条件としている。
- 都市ボランティア向けに作成した感染予防マニュアルに基づき、安全安心な活動環境を確保
 - ・ マスク・消毒液の配布、オンライン研修の活用、配慮を必要とする参加者への対応
 - ・ ボランティアは、活動前後（各14日間）の検温と体調確認、接触確認アプリの活用等を実施

IV. 観客に関する対策について

1. 競技会場の概要

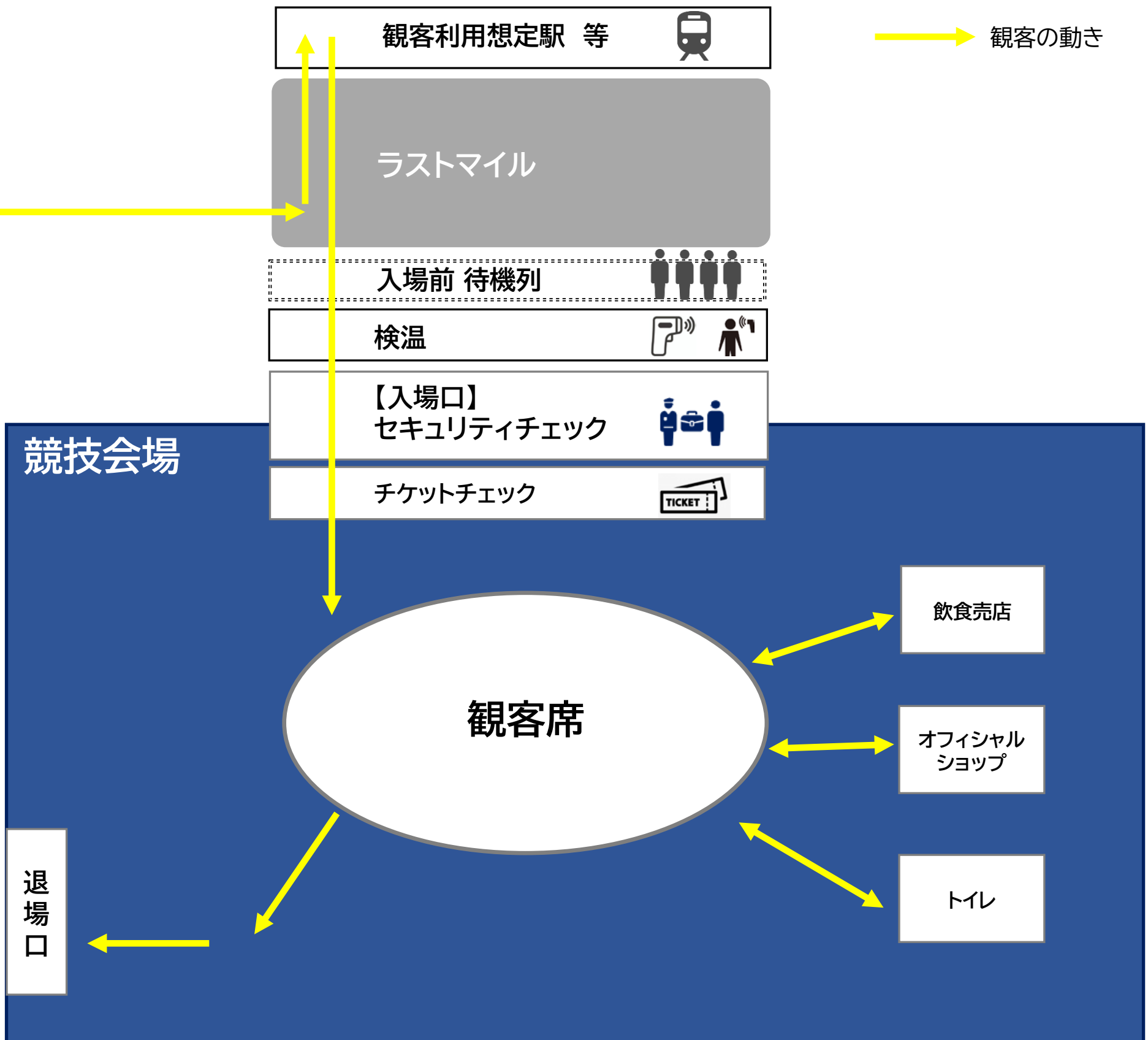
競技会場：全43会場

収容人数/会場：約3千人～約7万2千人

大会期間：オリンピック:2021年7月23日～8月8日 パラリンピック:8月24日～9月5日

競技・種目数：オリンピック:33競技339種目 パラリンピック:22競技539種目

2. 競技会場への観客動線（概念図）



3. 具体的な対策

観客向けガイドラインの策定・周知

観客向けガイドライン（仮称）を定めて、会場来場前から周知を徹底

【ガイドラインの主な内容】

- ・ 常時マスク着用、咳エチケットや手洗い・手指消毒の徹底、3密回避等実践
 - ・ 騒ぐ・大声で会話する・大声や声（指笛等）を発するような応援等の飛沫感染リスクを高める行為を禁止
 - ・ 観戦2週間前からの体温・体調チェックや、体調が悪い場合の来場自粛 等
- ※再三の注意にも関わらず聞き入れられない場合は、入場拒否・退場措置も含め対応（ガイドラインなどにおいて明記）
- ※熱中症対策など暑熱対策との両立を引き続き検討

【事前周知の主な方法】

- ・ HP、SNS、メール等のデジタルツールとともに、新聞広告等の媒体も活用 等

主催者としての基本的な感染防止策の徹底

屋内・屋外など各競技会場の特性に応じ以下の対策を実施

【検温の実施】

- ・ 入場時に、サーモグラフィ又は非接触型体温計を使用して検温を行い、その際の体温が37.5℃以上の方には、非接触型体温計等を使用して再度検温を行う。
- ・ 再度の検温においても37.5℃以上の場合、入場をお断りする。

【飛沫感染防止策】

- ・ 入場口、飲食売店、オフィシャルショップ、トイレ等混雑する箇所においてこまめな換気を行うとともに、必要に応じてアクリル板等を設置
- ・ 混雑が想定される場所では、足元サインの設置、スタッフによる待機列の誘導・整理等、観客がフィジカル・ディスタンスを確保できる運営を実施
- ・ 現場でのスタッフの呼びかけや、大型ビジョン・場内アナウンス・サイン等によるガイドラインの周知徹底（再三の注意にも関わらず聞き入れられない場合は、入場拒否・退場措置も含め対応） 等

【接触感染防止策】

- ・ 手指消毒剤を各所に設置
- ・ 手すりやドアノブ、エレベーターのボタン等、接触が多い箇所の消毒 等

【混雑緩和策】

- ・ 会場内や会場入退場口付近における混雑箇所での注意喚起や目視での混雑確認に加え、混雑状況を検知するシステムを導入 等

【その他】

- ・ 感染防止の観点から、観客用の一般的な医務室とは別に、感染が疑われる患者への対応が可能な部屋を設ける。

※熱中症対策など暑熱対策との両立を引き続き検討

ラストマイルにおける感染症対策について

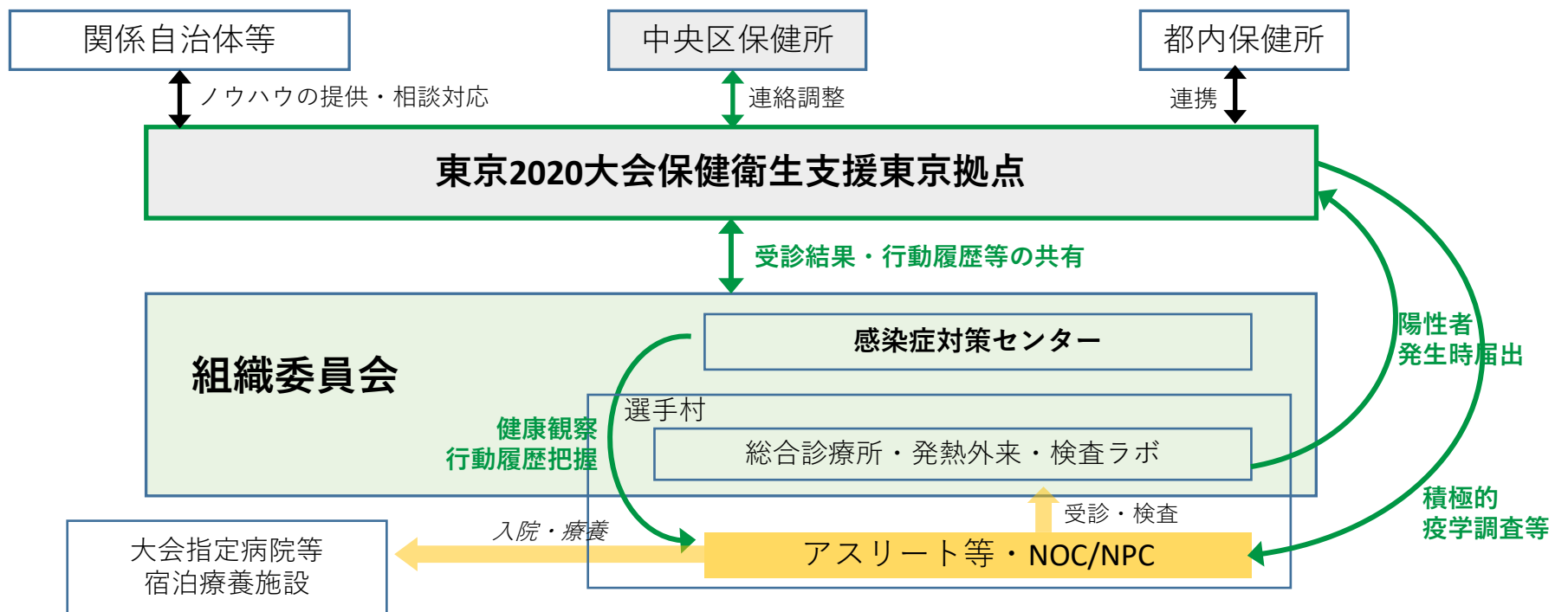
- ・ 観客利用想定駅から競技会場までの歩行ルートであるラストマイルについて、観客と地域双方の安全・安心の観点から、観客のルール・マナーの作成・周知や、感染防止のための環境整備などの対策を実施
- ・ 都に設置する都市オペレーションセンターを中心に、都内ラストマイルにおける事態対応の調整を行うとともに、都内における感染症等の状況をはじめとした都民の安全にかかる情報連携を行い、大会の安全と地域の安全の両立を図る。

V. 保健衛生・医療体制について

1. 組織委員会感染症対策センター、東京2020大会保健衛生支援東京拠点の構築

- 徹底した水際対策や、移動ルール、アスリート等を閉じたエリアで管理するための感染防止策、行動ルール等の対策を行った上でもアスリート等に感染者・疑い例が発生した場合の対応の仕組みとして、組織委員会感染症対策センター、東京2020大会保健衛生支援東京拠点を構築し、組織委員会と東京都が連携して対応を行う。
- 組織委員会感染症対策センター及び東京2020大会保健衛生支援東京拠点は、7月の本格稼働に向けて6月より開設。
- 今後のテストイベントを通じて試行を行い、運用の在り方のテストを実施し、大会時の対応に反映。

<参考> 大会時の連携イメージ



2. 発熱外来等の設置、入院先医療機関の確保

1) 選手村総合診療所発熱外来等の設置

発熱等の感染症症状の診察を行う選手村総合診療所発熱外来、及び迅速に検査を行うブランチラボを7月に設置予定。大会時は24時間運営を行う。

2) 入院先医療機関の確保

アスリート等への医療提供を行う大会指定病院※については、都内及び都外それぞれで確保する方向で調整中。大会指定病院では、アスリート等以外の大会関係者も対応。

大会期間中の受入れに関して、組織委員会が協力金を支払う予定。

※大会指定病院：東京2020大会期間中に入院が必要なアスリート等や大会関係者等を受け入れる後方病院。組織委員会と予め協定を締結する。

3. 軽症・無症状の場合の宿泊療養先及び搬送手段の確保

アスリート等について、軽症・無症状の場合の宿泊療養先及び搬送手段を確保する。

1) 宿泊療養先の確保

- ①選手等の特性に応じた食事、言語等の対応を行う。
- ②療養中の健康状態確認は、チームドクター等の協力を得て行う。
- ③その他の運用は下記のとおりとする。
 - ・施設内はゾーニングを行い、立入りエリアは厳格にする
 - ・医師又は看護師による健康状態確認を行い、容体が悪化した場合は速やかに医療機関に搬送する
 - ・24時間対応できる体制を整備する
 - ・十分な警備スタッフを配置するなどセキュリティ対策を万全にする など

2) 搬送手段の確保

- ①陰圧の大会関係車両及び運転手を確保する。
- ②24時間対応できる体制とする。

アスリート等以外の大会関係者についても、地域の療養体制に影響を与えないよう、宿泊療養先を確保する方向で準備中。

4. 地域の保健医療体制との両立

円滑な大会運営と大会中の地域の保健医療体制の両立に資するよう、競技会場やホストタウン、事前キャンプ地のある自治体と、東京2020大会保健衛生支援東京拠点、組織委員会感染症対策センターが連携し、選手村のノウハウ等を共有・提供する。

5. 医療スタッフの確保

医療スタッフの確保に当たっては、ワクチン接種体制も含め、地域医療体制の確保に支障を生じさせないように留意しつつ、国内競技団体をはじめ、大会協力病院（大学病院等）、関係団体等に対し、調整しながら確保を進めている。確保に際しては、活動時間の弾力化などスタッフが参加しやすい条件を整備するとともに、医療スタッフの参画に協力いただく医療機関等に対し、組織委員会が協力金を支払う予定。

現在、選手用医療に対応する医療スタッフについて競技団体等から確保を進めている。観客用医療に対応する医療スタッフについても今後確保に向けた最終調整を実施。

VI. ホストタウン・事前キャンプ地における対応について

1. 基本的考え方

- ホストタウンは、日本の自治体と、東京大会に参加する国・地域の住民等が、スポーツ、文化、経済など多様な分野において交流し、地域活性化に活かすとともに、大会後のレガシーとして未永い交流を実現させるもの（登録数456件、自治体数528、相手国・地域数184（4月27日現在））。
- 全国のホストタウンでは直接の交流ができない中でも、SNS等を通じて相手国・地域の選手団等とお互いを励まし合うといった交流が行われており、オンライン交流も活発に行われている。また、アスリートを応援しようと相手国・地域の言語、文化、料理、国歌などを学び、東京大会でのアスリートの受入れの準備が進められている。
- 東京大会の開催に向けては、アスリート等の受入れを行うホストタウンが新型コロナウイルス感染症対策を行うことが求められるが、一方で、コロナ禍においてもアスリート等と住民の交流が十分行えるようにしていくことが重要である。

2. 具体的な対応

- アスリート等に安心してホストタウンを訪問してもらい、住民にも安心してアスリート等を迎えてもらうため、アスリート等の受入れを実施するホストタウンは、感染防止対策をまとめた「受入れマニュアル」を作成する。
- 事前キャンプのみを行う自治体においても、感染症対策の実施が必要であるため、ホストタウンと同様に「受入れマニュアル」の作成を求める。
- 国は「受入れマニュアル作成の手引き」を作成し、ホストタウン等の自治体によるマニュアル作成を支援する。
 - ※国内の大学・企業等で事前キャンプを実施する場合等においても、受入団体が同様にマニュアルを作成して感染防止対策を実施することを求める。
 - ※日本人アスリートの事前キャンプについても、手引きを参照して、同様の感染症対策を講ずる。
- 「手引き」では、アスリート等の入国からの経過期間や、大会前・大会後の違いにより、求められる対応が異なることが想定されることから、必要に応じて区分して対策を提示する。具体的内容は、次ページ以降のとおり。（変異株の発生等を踏まえ、今回、一部を改訂）
- ホストタウン等及び相手国・地域の間で、マニュアルの遵守について予め合意書を取り交わす。
- 各国NOC/NPCは、ホストタウン・事前キャンプ地を含む国内行程を組織委員会に登録する。
- 組織委員会に登録されたアスリート等の国内行程や、自治体のマニュアル作成などの準備状況、相手国・地域との合意状況等について、国、組織委員会、ホストタウン等自治体、都道府県、IOC/IPC、NOC/NPC等で情報を共有する。

ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き【改訂】

令和 2 年 1 1 月初版、令和 3 年●月改訂
内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

はじめに

(1) コロナ対策

東京大会開催まで 100 日を切り、ホストタウンや事前キャンプ地（以下、「ホストタウン等」という。）においては、選手等の受入れに向けて、関係者が一丸となって準備を進めている。

感染症対策については、選手等を保護し安全・安心な大会運営の実現を図る観点と、ホストタウン等の住民への感染防止の観点の双方にとって必要不可欠である。特に、昨年末以降の変異株の発生・流行を踏まえた対策に万全を期する必要がある。

(2) ホストタウン交流の実施

ホストタウンは、東京大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るものである（東京大会「基本方針」H27. 11. 27 閣議決定）。これは、日本の自治体と世界各国・地域の方々が交流し、お互いを学び合い、お互いを思い合う、大会史上初の取組として世界に誇れるものである。

新型コロナウイルス感染症によって直接の交流ができない中でも、相手国・地域の選手等と SNS やオンラインでの交流を行い、お互いを励まし合い、大会への機運を高めていく取組が日本全国で行われており、これらを一層進めていくことが重要である。

東京大会は、こうして温めてきた選手等と住民が出会える貴重な機会であり、日本各地の美しい自然や文化、食といった魅力を選手等を通じて世界に発信する絶好の機会でもある。大会開催時には、感染防止策をとりつつ、各ホストタウンと相手国・地域の間で培ってきたこれまでの絆を更に深化させる交流を行い、大会終了後も末永く続くつながりとしていくことが重要である。

1. 基本的事項

○選手等の行程表を作成する。

- ・ 滞在場所（宿泊場所、練習場等）を網羅
- ・ 移動経路（入国～ホストタウン等～選手村（大会後はこの逆））を記載

○選手等及びホストタウン等の自治体の対応者の双方が遵守すべき感染防止の基本原則を定める。

（例）

- ・ 三密の回避
- ・ 場面に応じた適切な社会的距離の確保
- ・ マスクの着用
- ・ 手洗い、消毒
- ・ 換気の徹底
- ・ 飛沫対策（アクリル板の設置等）
- ・ 体調管理の徹底（滞在期間中及び滞在前後2週間の検温・体調記録等）

○選手等の滞在先・用務先、移動手段についての制限・行動ルールを定める。

○パラアスリートについて、障害の度合いや種類に応じて必要な配慮を行う。

（例）

- ・ 選手の健康管理に十分留意する
- ・ 車いす、杖、義手等の使用者が触る部分を常時消毒する
- ・ 視覚障害者が触れた物を確認した後、必ず手指消毒を行う
- ・ パラアスリートが利用しやすい消毒機会（消毒液等の設置場所、高さ等）を提供する
- ・ 車いすなど利用する道具に応じた消毒方法を提供する（道具の素材に応じた消毒液や除菌シート、ペーパータオル等の提供等）
- ・ 介助者等についても、選手の身体に接触する際のマスク・手袋の着用や手洗い・手指消毒等を求める

○メディアの取材に関し、一定距離を保ちつつ、遮蔽物等を用いて濃厚接触を避けるといったルールを定める。

※選手等の入国後14日間におけるホストタウン等への滞在期間中は、自治体に一定の受入責任（選手等の行動管理を行うこと等）が生じる。

【参考】都道府県及び国の役割

《都道府県》

域内における新型コロナウイルス感染症の発生防止及びホストタウン交流の推進を図る観点から、ホストタウン等に対する支援体制を整えるとともに、以下に掲げる業務を実施する。

(例)

- ・ホストタウン等におけるマニュアル作成への助言
- ・選手等受入れ準備への助言（保健所設置市は市が対応）
- ・選手等及び選手等と一定の接触等が見込まれる自治体関係者への検査への対応
- ・感染疑い者や濃厚接触者の特定・検査判定などの疫学調査（保健所設置市は市が対応）
- ・陽性者への医療提供及び体制の確保

《国》

マニュアル作成等に係る助言のほか、ホストタウン等の相談窓口を設置する等の支援を実施する。

2. 各場面における主な対策（特記がない場合は、事前合宿時の対応）

(1) 移動

①域外

○原則として公共交通機関を利用せず、専用車両（貸切バス、新幹線の一両借り、ハイヤー、船舶の借上げ等）により、選手等と自治体のアテンド担当者のみで移動する。

○ただし、ホストタウン等が遠距離にある場合など、やむを得ない場合はチャーター機を利用することとし、それも難しい場合には専門家の意見を聞いた上で、（ア）機内において、一定の区画をおさえて、他の乗客と分離した形で搭乗すること、（イ）乗機・降機の際に他の乗客と空間的・時間的に分離すること、（ウ）搭乗の前日又は当日に検査を行うことなどを条件に、定期便を利用する（この際のアテンドは、自治体の責任で実施）。

○休憩施設や駅、空港等においては、一般客と使用する時間帯や動線を分けるほか、トイレ以外の場所（売店等）の利用を控えるなど、不特定多数との接触を避け、社会的距離を確保するなどの措置を取る。

②域内

○域内移動は、原則として専用車両を利用する。徒歩移動の場合、全員がマスクを着用するとともに大声での会話を避け、住民等との社会的距離を確保する。

(2) 宿泊

○他の宿泊客など、選手等以外の者との接触を避けるための措置を取る。

(例)

- ・ 宿泊施設を棟ごと選手等の貸切とする、フロア単位の貸切とする、又は他の宿泊客との動線を明確に分離する
- ・ 共用施設（ロビー、浴場、バー、共同利用トイレ等）の利用を避ける

○部屋は基本的に個室とするが、難しい場合は感染防止策を行った上で相部屋とする。

○食事は、他の宿泊客や外部との接触を避け、宿泊施設内の専用会場又は自室で摂ることを原則とする。（具体的な方策は「(3) 食事」を参照）

(3) 食事

○食事会場は一般客との接触を避け、個室を原則とする。必要に応じ、**ケータリングや弁当等を利用する。**

○選手等自らが料理を選択する方式とする場合は、調理スタッフが感染防止策を行ったうえで個別に料理を提供、必要に応じてあらかじめ小分けして提供する方法を導入する。

○弁当利用に際しては、配布者の手洗い・手指消毒を行うとともに、ごみは自らがごみ袋等に捨てる。

○選手等に提供する食事は組織委員会の調達基準、飲食提供戦略を参考に可能な限り「選手村」に近い提供を行うことが重要。ベストパフォーマンスを発揮するための食事（スポーツ栄養等にも対応）が求められるが、ホストタウン等の自治体の地元の食材を使って地域の食文化を楽しんでもらう工夫も行う。

(4) 練習

- 練習会場は貸切を原則とし、関係者以外の立入りは不可とする。複数の国・地域で共用する場合は、事前に当事者間で合意をするとともに、感染防止策についての認識を共有する。
- 施設の消毒を徹底するとともに、アクリル板の設置等による飛沫対策を行う。
- 屋内施設においては、換気設備の稼働や出入口の開放等により換気を徹底するとともに、入場者の制限、器具配置の工夫等も含めて三密の回避を図る。
- 原則として、住民等を練習相手とすること等は避ける。実施する場合の必要な感染防止策等は、別途定める。
- 競技特有の感染症対策については、大会運営における競技別対策や、競技別ガイドラインを参照しつつ、適切な方策を講じる。

(5) ホストタウン交流

①東京大会出場のための来日より前

- 住民が相手国・地域の歴史、文化、料理、言語、国歌等を学べる環境を作る。
- オンライン等で相手国・地域の選手・住民等との交流を深める。

②来日～東京大会出場前（事前合宿時）

- 選手等との接触が生じない形態での交流を原則とする。

(例)

- ・公開練習の見学（選手等と見学者との間は十分な距離を確保し、接触は原則不可）
 - 感染症対策に配慮しつつ、国旗、横断幕、拍手など創意工夫を凝らした応援・激励
- ・オンラインを活用した練習風景の配信、選手との対話

- 入国後14日以内の交流活動に際しては、交流内容に応じた遵守事項を定める。

③東京大会出場後～帰国前

○大会後かつ入国後 14 日間を経過した選手等には、出入国管理又は大会運営上の観点からの特段の制限が課されないことを前提に、「新たな生活様式」を踏まえ、感染防止策を講じた上で、それぞれのホストタウンのニーズに応じた交流を実施。

大会前の交流が限定される中にある場合は、大会後交流を一層推奨する。

(類型ごとの留意事項)

ア. 選手等と住民等との接触・接近が基本的に生じないもの
(公開演技会の見学、講演会等)

→ 基本的な感染防止策の徹底

イ. 時間や動線の分離により、接触・接近を回避し得るもの
(記念館訪問、祭の見学、買物、散歩等)

→ 時間をずらす(営業時間外の活用等)、動線の分離

ウ. 身体的接触や接近、道具等の共有などが起こり得るもの
(競技体験、祭への参加、書道体験、サイン会等)

→ 感染リスク(身体的接触や道具の共有等)を回避した実施方法の検討

エ. 食事の提供を伴うもの

(そば打ち、おにぎり作り、茶道体験、給食交流等)

→ 作業・食事中の会話抑制、社会的距離の確保

④帰国後

○①～③の成果を活かし、さらに交流を継続・発展させる。

3. 選手等の健康管理、行動管理 (入国後 14 日間)

○選手等の滞在時に、健康状態、他者との接触状況及び位置情報の把握を実施することを選手等に周知し、その実施を徹底する。

○選手等の行動を、用務先(宿泊場所、競技会場、練習会場等)と用務先間の移動のみに限定する。(食事もこれらの場所にて実施)

○入国日が異なる者同士の接触を回避する(接触した場合、14日間隔離の実効性が失われる)。

○ホストタウン等の関係者のうち、選手等に常時帯同する者や選手等と同一空間で活動する者には、帯同・活動中は必要な行動管理・健康管理を実施するとともに、前後 14 日間の健康フォローアップを実施する。

4. 検査（入国後 14 日間、東京大会出場前）

○ホストタウン等に滞在中の選手等に対して、原則毎日検査を実施する。

○ホストタウン等の関係者のうち、選手等に一定の接触がある可能性のある者に対しては、原則毎日検査を実施する。その他、選手等の用務先で活動する者に対しては、定期的に検査を実施する。

○検査の実施主体、具体的な対象や方法・頻度等は別途定める。

○選手等への検査結果について、保健所や組織委員会等の関係者と速やかに共有する。（詳細は別途定める）

5. 感染疑い者等発生時の対応

○ホストタウン等の自治体は、都道府県や保健所と連携して、感染疑い者又は陽性者が出た場合の対応フローを定める。また、これを関係者及び選手等に周知しておく。

○感染疑い者等が出た場合には、当該フローに従い、保健所や医療機関等への相談、連絡等を行い、連携して診察・検査、入院・搬送や、濃厚接触者の特定等の措置を取る。

○外国語対応（通訳の確保、翻訳アプリ・機器の活用等）の準備をしておく。

6. 関係者との調整、連絡体制（特に医療・保健関係）

○ホストタウン等の自治体は、都道府県や保健所、医療機関等との連携体制を構築する。また、これら関係者からの協力を得て、必要な対策内容を検討し、実施する。

○特に、新型コロナウイルス感染症の検査方法、疑い事例の相談・受診先の確保、陽性者・発症者が出た場合の対応について、あらかじめ協議する。

- 東京都の「東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点」や、「組織委員会感染症対策センター」と、必要な情報共有や連携を行う。
(東京拠点や対策センターに係る検討の具体化を踏まえ、詳細は別途定める)